

## 2013 年 規定審議会報告書 (採択立法案と理事会付託案)

RI 第 2750 地区 代表議員 新藤信之(東京立川こぶし RC)

(はじめに)

2013 年規定審議会は、2013 年 4 月 21 日から 26 日までの 6 日間、米国のイリノイ州シカゴにある Marriott Down Town Hotel で開催されました。今回、国際ロータリーの立法機関である規定審議会には、200 件におよぶ制定案と決議案が上程されました。実際には、会期前および会期中に撤回されたものが 52 件ありましたので、148 件が議題として上程されました。

148 件の立法案のうち、制定案 124 件 (151 件－27 件撤回) 決議案 24 件(49 件－25 件撤回)が審議されました。制定案 124 件のうち、53 件が採択、64 件が不採択、7 件が R I 理事会付託となり、決議案 24 件のうち、6 件が採択、17 件が不採択、1 件が R I 理事会付託となりました。

規定審議会の出席者は、世界の 532 地区から 528 名(4 名欠席)が投票権を持つ代表議員として参加し、その他に議長、副議長、定款・細則法規委員、R I 会長、事務総長、R I 理事、元 R I 会長、会場監督、オブザーバーが参加し、総勢七百名以上の方が一堂に会しました。

この 2013 年規定審議会の報告書は、先行して各クラブにお送りした「2013 年規定審議会 提出立法案一覧表」と、代表議員世話人の一人である第 2500 地区の小船井修一氏が纏めてくれた「2013 年規定審議会立法案審議経過と結果」と一体を成すものです。

「一覧表」は案件の要約、採択・否決そして賛成・反対投票数を記したものであり、「立法案審議経過と結果」は客観的な賛否意見を含む、詳細に亘る議事録です。

この「報告書」は採択された立法案 (R I 理事会付託を含む) に限りませんでした。否決された制定案、決議案および撤回された制定案、決議案の中にも検討すべき案件が多く含まれておりますが、敢えて割愛しております。

採択された立法案の中には、今後のクラブ運営・管理に大きく影響を及ぼすものやこれからのロータリーの方向性を決定づけると思われる案件がいくつか存在します。どのような内容の立法案が、どのような経過を経て審議され、採択されたかという客観的な記述ではなく、僭越なことと思いましたが、私見を交えることによって、意識的に問題の所在を明らかにし、クラブ、地区レベルで議論を喚起するために、敢えて主観的な記述と致しました。

採択されなかった立法案の中にも、勿論、検討すべき重要案件がいくつもあります。これらについては、今後一年を通じ、地区内有志の方々と場所、日時を決めた公開研究会を開催する中で、採択立法案に加えて検討することと致します。

佐久間ガバナーより、開催 3 か月前に、思いがけない代表議員指名を受け、十分な準備もできないまま、代表議員としての責務を全うできるか不安を抱きながら審議会に臨みましたが、お蔭さまで大変貴重な体験をさせていただき、私なりの報告書を第 2750 地区のロータリアンの皆様にお届けすることができました。この紙面を借り、皆様に感謝申し上げます。

## < 採択された制定案（理事会付託制定案を含む） >

尚、議案のカッコ内の「定款」はR I 定款、「細則」はR I 細則、「標準」は標準ロータリー・クラブ定款の略。数字は該当する条文。緑字は理事会付託、青字は特記の不採択制定案、赤字は理事会提案、黄は<注>。

### I クラブ運営

#### **13-01 クラブ報告の規定を改正する件**（細則 17-020）

クラブ会長とクラブ幹事は毎年7月1日および1月1日におけるクラブの会員数をR I 理事会に報告すると共に、クラブ会員に配布しなければならない。

ステータスを知るのは会員の権利であり、透明性が増し、間違いがあればすぐ修正できる。またこれを正確に履行することによって、期末と期首のクラブ会員数の齟齬を防ぐこともできる。

#### **13-02 クラブ幹事を理事会のメンバーとするよう規定する件**（標準 10-4）

クラブ幹事は理事会のメンバーとなる。これまでは幹事は役員であり、理事会のメンバーであってもなくてもよかったが、必ず理事会のメンバーとなる。

幹事は「クラブの命綱」であり、理事会に出席し議事録を取り保存することにより、クラブの運営管理の継続性と透明性を確保できる。

#### **13-03 クラブ役員に関する規定を改定する件**（標準 10-4）

役員に副会長と会場監督を含めることができる。また細則に従い、幹事、会計、会場監督を理事にできる。

少数会員数クラブにとって、細則により、副会長、会場監督を理事会メンバーから外すことによって理事会の規模を縮小することができる。

上記 13-02 と 13-03 の採択により、標準 10-4 は以下の規定に修正(下線:追加、取り消し線:削除)される。

「Section 4 – Officers. The club officers shall be a president, the immediate past president, a president-elect, and a secretary, and may include one or more vice-president, all of whom shall be members of the board. ~~and a secretary.~~ The club officers shall also include a treasurer, and may include a sergeant-at-arms, who may or may not all of whom may be members of the board as the bylaws shall provide.」(日本語訳はR I からの「決議報告書」参照のこと)

#### **13-06 クラブ会長の資格要件を改正する件**（標準 10-5）

理事および役員員の資格要件の規定に、クラブ会長となるための次の資格要件が加わる。

「クラブ会長の候補者は、**指名に先立つ**少なくとも一年間、当クラブの会員であるものとする。ただし、一年未満であっても、当該会員の**奉仕がこの要件の趣旨を満たしている**とガバナーが判断した場合は例外となる。」

クラブ会長になるには、一定期間クラブに在籍し、それなりの経験と知識が必要である。一方、新クラブ創設、会員の移籍、会員減少等による現状を考慮し、短期間の在籍であっても例外として、当該地区ガバナーに、会長候補者に相応しいかどうか判断できる裁量権を認めた。

通常の場合、クラブ会長となるためには、会長選挙は前節(標準 10-5 b)で就任する日の直前18ヶ月以上2年以内に選挙されるとあることから、この指名期間の最少18ヶ月に一年を加え、少なくとも30カ月在籍が必要と解釈する。一方、例外として「1年未満であっても」とは、入会1年未満で良

いとするのか、少なくとも18ヶ月の在籍が必要なのかは定かでない。

新設クラブの会長や移籍ベテラン会員が会長となる場合を例に、賛否討論が重ねられた経緯を考慮すると、入会1年未満でも当該ガバナーが了解すればよい、とも受け取れた。この点再確認を要する。

### **13-08 元クラブ会員の2回目の入会金を免除する件** (標準11)

同一クラブへ再入会する元クラブ会員の2回目の入会金を免除する。

移籍会員あるいは他クラブに属していた元会員がクラブ入会を許される場合、2回目の入会金を免除できなくなっていたのに加え、元クラブ会員にも適用するというもの。

入会金徴収は会員増強の阻害要因の一つとなっているというのが主な賛成理由であるが、一方、クラブにはいろいろな事情があり、入会金については用途を明確にし、クラブの自主的な決定に委ねるべきである、という反対意見があった。

同様の提案である13-09(第2650地区平城京RC提案)は、この制定案が採択されたことにより撤回された。この13-29は「細則の定めによる免除」であり、13-08と異なり、クラブに裁量権を与えている点で優れていると私は思う。更に考えを述べれば、少なくともクラブ運営に関する規定は、クラブ自治権の観点からも、できるだけクラブに裁量権を持たせるべきと考える。具体的に言えば、標準ロータリークラブ定款の改正は、クラブ名称と所在地に関する規定を除き「規定審議会によってのみ改正できる」ことになっているが、特に上記のようなクラブ人事、クラブ運営資金に関するものは例外規定に加えても良いように思える。

## **II 出席 A.出席規定**

### **13-12 出席規定に奉仕の要件を含める件** (標準9-1)

これは重要な採択制定案と思いますので、全文を掲載し報告します(下線：追加、取り消し線：削除)。

#### 第9条 出席

(第1節の序文の段落のいずれかを選択する)

□第1節 一般規定。各会員は本クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトに参加すべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

#### 第12条 会員身分の存続

##### 第4節—終結—欠席。

(a) 出席率。会員は、

- (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトに少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。
- (2) 年度の各半期間に開かれた、本クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトに参加しなければならない(R I理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、**終結することがある。** (以上提案制定案)

この案は修正案が出され、その修正案が採択された。修正部分は「クラブの奉仕プロジェクト」にその他のイベント・活動も含まれるというもので、例えば **Family event, Excursion** を挙げていた。また12条の「クラブのプロジェクト」にもその他のイベント・活動が含まれることを確認している。

どのような日本語の条文になるかは「決議報告書」で確認するとして、ただ、英文に重要な問題が潜んでいます。つまり上記の「**、**」が第9条では **and** であり、第12条では **or** であることの解釈です。

第9条が出席に関する一般規定であること、第12条が会員身分の存続の原因ある終結であることを考慮しますと、これまではメーキャップの一形態として、一定の奉仕活動を例会出席と看做していたものから、奉仕プロジェクトの参加を出席の一般規定に入れたことの意味は、例会出席と奉仕プロジェクトへの参加がロータリーにおける出席概念の中で同列化したことを意味します。E-クラブの出現で例会概念も変わりました。それに伴い、例会の意義、出席の意義も変わってしまいます。

12条は例会への出席または奉仕プロジェクトへの参加、どちらかに規定通り出れば、会員身分の終結の判断は下されないというものです。**(関連採択制定案 13-14)**

これにより、現実的傾向は例会への出席率が低下し、月4回の例会開催が実質的に否定される方向に行くこととなります。将来的には13-34「クラブ例会を、毎週もしくは隔週のいずれでも良いと認める件」は今回否決されましたが、実質的には可決されたと言っても過言ではありません。

更に注目すべきは、この制定案は、R I 理事会提案として撤回された13-11に内容が類似している点です。この提案者も出席より「Engage」を強調していました。13-11を撤回した理由は単純ではなさそうです。まさに、今や出席より参加を重視する文化がロータリーの世界を席卷しています。

提案者による趣旨及び効果 (参考のため再掲します)

「国際ロータリーが数多くの若い会員にとっての魅力を増すには、この年齢層の文化に合わせて出席要件を改正する必要がある。Norwood ロータリークラブの新モデル・クラブの経験や、学友を既存のロータリークラブに入会させる試みでは、これが障害となることが明らかになった。

若い会員候補者は、「超私の奉仕」に熱意を抱いており、特に人道的分野を中心とした奉仕活動に積極的に参加したいと望んでいる。費用のかかる、改まった例会に出席するよりも、プロジェクトの参加を通じて、他のロータリアンと交流することができ、ネットワーク作りのニーズも満たされる。若い世代は、コミュニケーションやさまざまな決定を電子的な方法を通じて行うことが多く、従来のクラブ例会だけが重要と考えていない。若い会員の会員増強と奉仕はこれまでのやり方と異なっており、その違いが認識される必要がある。

12時間の奉仕は、例会への50%出席に相当するものである。また、E-クラブの出席要件にも対応するものである。」 (賛成 340 反対 165)

#### **13-14 欠席の規定を改正する件 (標準 12-4a)**

標準ロータリークラブ定款第12条第4節(a)(2)の、年度の各半期間少なくとも50%、本クラブ出席30%出席できない場合、「・・理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがある」との規定の「終結することがある(shall)」を「終結することができる(may)」とする。

この変更により、規定通りに会員が出席していない場合、欠席の事由が正当かつ十分であるかどうかの判断をする際、理事会は曖昧にすることなく、柔軟性を持って終結の決定ができる。

## B.メークアップとして認められる会合や行事

### 13-17～13-21 欠席のメークアップに関する規定を改正する件 (標準 9-1)

13-21 を除き、メークアップを緩和する改正案であり、特に 2015 年に会員を 130 万人とする目標を達成するには、条件を緩和すべきであるという意見が強調されたが、すべて否決乃至撤回された。13-21 は他クラブを訪問した際は、例会の 60 パーセントルールは適用せず、75 パーセントは出席すべきで、ロータリアンのマナー、エチケットの問題であるという、日本の高松南 RC の提案であったが、例会時間は決められていないという意味で 75 パーセントの基準が明確でないこと、また必ずしもマナー違反でない場合もあるとの反対で否決された。

## C.出席規定の免除と出席の記録に関するもの

### 13-22 出席規定の免除に規定を改正する件 (標準 9-3)

### 13-23 出席規定の免除の規定を改正する件 (標準 9-3)

### 13-28 出席記録の算出に関する規定を改正する件 (標準 9-3)

出席規定の免除には①標準第 9 条第 3 節(a) ②同左(b) ③標準第 9 条第 4 節の 3 つがある。

13-22 の採択は、上記①の場合の「最長 12 カ月間まで」を健康上の理由である場合は 12 カ月以上認めるというもので、しかも出席記録に含まないことになり、更に 13-28 が採択されたことにより、健康上の理由以外の場合でも、この欠席は出席記録に含まれないこととなった。

つまり、出席規定の免除で①②③すべての場合の欠席は出席記録に含まれず、②③の場合の出席は、出席率の算出に使われる会員数と出席者数に含まれる、ということになる。

13-23 の採択によって、2007 年規定審議会で多摩グリーン RC が提案し採択されたものが、今回否決され元の規定に戻ったことになる。つまり「年齢が 65 歳以上で、かつ、」が条文から削除された。

削除の理由は、国により平均寿命が異なることもある(インドは 66 歳)。平均寿命の短い国のロータリアンは長期間在籍しても「85ルール」の恩恵に浴せない。

65 歳以前に退職するものが多く、65 歳に達せず、止むなく退会する事例が多い。会員維持のため 65 歳以上という条件は厳しすぎるのを削除すべきである。(賛成 377 反対 132)

### 13-27 R I 役員の欠席に関する規定を改正する件 (標準 9-4)

修正案が出され、提案の「配偶者」が「ロータリアンであるパートナー」に修正され採択される。

従って、「第 4 節—R I 役員の欠席。会員が現役の R I 役員または現役の R I 役員のロータリアンであるパートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。」となる。

## III クラブ例会

### 13-32 衛星クラブについて規定する件 (細則 1,4 標準 1,2,6,9,10,12)

この制定案は 2010 規定審議会の決議案 10-50 が採択され、R I 理事会の検討を通して、今回制定案として提出された経緯がある。6 ページに及ぶ提案なので、以前送った立法案集を参照してください。

仮クラブと異なるところは、衛星クラブの会員はスポンサークラブの会員であるということによって正式

なクラブである。従って、例外として二重会員が認められる。衛星クラブは、定められた場所と日時に例会を開くことができ、既存のクラブとなんら変わるところはない。ただ、スポンサークラブに対して毎年定められた内容の報告書を、又何らかの要請があれば随時報告書を提出しなければならない。

提案者は、3つの仮クラブを作り5年間活動したが、クラブに必要な人数を確保できなかったために、解散し、ロータリアンになるべき多くの人を失った。衛星クラブの場合、初めからスポンサークラブの会員となり会員増強・維持にも寄与すると発言している。E-club同様、試験的プログラムによって新しく生まれたクラブである。

尚、修正案として、標準 10-4 役員 の最後の文言を should ⇒ might に修正。つまり、この英語の修正の意味は、スポンサークラブ役員の例会出席を義務付ける意味となるということです。

## IV 会員

### **13-41 特定の元奨学生を正会員として認める件** (定款 5-2 標準 8-2) 提案者：東京たまがわRC

米山学友をR財団学友と同様にロータリー・クラブの正会員として認めるよう定款第5条会員第2節クラブ構成(6)に「公益財団法人ロータリー米山祈念奨学会による高等教育機関(大学学部、大学院、またはこれに準ずる教育機関)の学生を対象とした奨学事業の元奨学生」の追加を提案するもの。提案後すぐに、ジョージア・ロータリースチューデント・プログラムも加えるという修正動議が出され、修正動議が可決、更にR I 理事会に付託すべきであるという修正動議が出されそれも可決された。

これを許すとすべての奨学生に適用され無制限になる。R I 定款に特定の国の奨学生を対象とした会員資格をみとめるべきではない、という反対意見があった。

R I 理事会での3年間の検討は長すぎる、即決すべしという賛成意見もあったが、充分検討・調査をお願いすることとなった。<R I 理事会付託>

### **13-43 仕事をしたことのない人または仕事を中断している人を正会員として認める件** (定款 5-2)

この提案の前に 13-42 家事専門の人を正会員として認める件が審議された。修正動議として原案の(2)の追加を削除、(5)に家事専業者(being a homemaker)を追加する提案が審議され、カード投票で採決された後、この修正案の是非をめぐる熱心な討論の末、賛成 335 対反対 181 の僅差で否決(定款変更⇒2/3の賛成が必要)された経緯がある。

この 13-43 は前案と異なり、定款 5-2(b)、標準 8-1 職業分類の一般規定の変更には言及していない。単に、定款 5-2(a)の(6)に(字句の修正が途中なされたが)「子どもの世話または配偶者の仕事の手伝いのために仕事を中断した人、または同じ理由のために仕事をすることがない人」をクラブ会員構成として新たに追加するものである。男女を問わず、スキル、職業倫理を備え、奉仕活動に熱心な人で、子供のため、配偶者のために家事に専念する人がこの範疇に入る。(二重下線 再修正箇所 spouse) 職業分類は各クラブが考えればよく、「家事専業者」「家事エンジニア」「専業主婦(夫)」等考えられる。賛成 359 反対 156 に僅差で採択された。

### **13-48 会員の終結に関する規定を改正する件** (標準 12-5)

当該目的のために召集された理事会で、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票が必要であったが、出席理事の3分の2を下らない賛成投票によってその会員身分を終結することができるとした。

### **13-49 13-50 13-51 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件**(細則 4-030 標準 7-4)

13-49、13-50、13-51 の3つの案はそれぞれ内容が異なります。

13-49 はロータリーの本質に関わる移籍ロータリアンとは何かを削除するものです。

職業分類に関わる会員の категорияとして、2001 規定審議会採択制定案 01-160 で元ロータリアンに加え規定された移籍ロータリアンの本質部分を削除、つまり「退会する理由が、本人がそのクラブの所在地域またはその周辺地域でそのクラブにおいて分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということ でなければならない」という文言を削除する提案です。

13-50 は上記の理由以外で退会する会員は移籍会員や元会員として看做されず、本クラブへの入会を新会員として扱う、というものです。本来ロータリーは個人的な理由による任意の移籍を認めていない。業務多忙、その他尤もな理由で自クラブを退会した人が、再度入会できる状況になった場合でも、近隣のクラブへ入会することは問題があるし、自クラブへの再入会も慎重に取り扱われなくてはならない。しかし厳格にし過ぎて有能な会員の入会を閉ざすことも問題である。再入会の理由が、互いのクラブ会員同士が良く理解した上で、自クラブに入会する場合には、新会員の入会として扱うべきである、という趣旨である。

この2つの案の提案趣旨が良く理解されていたかどうか解らぬまま、共に何ら討議することなく即座に評決され、13-49 は賛成 446 反対 65、13-50 は賛成 266 反対 237 で共に採択された。

しかしこの2つの案が本質的に相容れない、両立できないことは明らかで「調整できない案」として、最終日に再審議され、13-49 は 321 票 13-50 は 157 票で 13-50 が「再審議否決」となりました。

13-51 は移籍会員や元会員は、在籍したクラブからの推薦状を持参するよう要請され、以前のクラブからの承認を得るまでは入会できないというものです。文言削除(「在籍したクラブからの」を削除)の修正案が出され、賛成 260 反対 255 で辛うじて採択される。

以上により移籍する場合、移籍理由は関係なく、個人の都合で何時でも何処でも移籍が可能となった。ただ、我が地区における最近の移籍問題を考える時、円満な移籍となるために、推薦状や元クラブからの承認がなければ移籍できないという条件が加えられたことは幸いであった。

提案者は「これは地区の問題かもしれないが、ロータリー—の公共イメージの向上、ロータリアンの高い倫理を維持するために必要なものである」ということを最後に強調していた。

<私見>元会員と移籍会員の category を 1995 規定審議会からの歴史的経緯を踏まえて理解すべきであり、クラブ所在地域等での職業分類が条件として無視・削除されたことは残念である。

#### **13-52 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件** (細則 4-030 標準 7-4)

移籍会員、元会員が他のクラブへ入会する場合、元クラブの金銭債務有無の文書の提出を要請される場合があるが、その場合要請から 4 5 日以内に提供がない場合は債務はないと看做されるというもの。

4 5 日以内を 3 0 日以内にする修正案が提出され、この修正制定案が賛成 403 反対 108 で採択された。

#### **13-53 名誉会員が R I 徽章を着用するのを認める件** (定款 13)

定款の「会員」は第 1 条 定義で名誉会員を除くとある。従って定款 1 3 条は名誉会員が除かれていた。明確にするため、第 1 節正会員「各会員」を「各正会員」とし、第 2 節 名誉会員 の条文を新設する。

## **V 地区 A.一般**

#### **13-54 各地区における E クラブの制限数をなくす件** (細則 2.020 細則 15.010)

2010 規定審議会で E クラブが承認され、1 地区に 2 クラブとする修正案が採択された。2 クラブにするという賛成理由は「1 クラブでは排他的で、多言語が使用されている地区もあり 2 クラブがベター」

というものであった。今回は主に「会員増強」の目的で、節度なくその枠を取り払うものである。

これもR I理事会提案である。現在13の地区が2つのEクラブを持ち、36か国に101のEクラブ、3000人以上の会員がいる。Eクラブの特徴を「もっと若く、ダイナミックな組織」として、会員平均年齢は47で、45%の会員が女性で、1日24時間、週7日アクセスが可能であるということ強調する。従来のクラブと同じく、R財団をサポートし、奉仕プロジェクトを実施し、社交ネットワークができる。2つ以上のEクラブを認めることは短所より長所の方が多いと主張する。

一方、Eクラブは親睦が重要な要素であるロータリーの基本的価値を希釈するもの。地区・クラブの研修が難しく、ロータリーの質を犠牲にするもの。まだ始めたばかりで熟成するまで数に制限を設けるべきで、むしろ1つだけで良い等、良識的な強烈な反対意見が数多く出される。(賛成 295 反対 220)

## B.会合

### 13-58 「地区協議会」という言葉を「クラブ・リーダーシップ研修セミナー」に変更する件 (細則 15.02 他)

名称の変更をめぐる修正案が三転した。最終的に名称を「地区研修協議会」とする修正制定案が採択された。ただ、名称の変更だけでなく、この会の意義として「研修」「協議」の双方があること。つまり、地区チーム研修セミナーを初めとする他の研修セミナーとの一貫性の中でこの会は位置付けられると同時に、会長エレクト部会で地区賦課金(地区予算)が協議されることからこのような名称となった。

### 13-62 地区大会の投票手続きを改正する件 (細則 15.050.2)

地区大会の投票手続きに関する案件で、選挙人は、ガバナー・ノミニーの選出だけでなく、理事指名委員の選挙、ガバナー指名委員の選挙、規定審議会代表委員の選挙も同様の投票権を有し、提案が3件以上または候補者が3名以上あり、単一移譲式投票を用いた場合の地区の投票手続きにおいて、2票以上の票を有するクラブの投票要件を明らかにしたものである。但し、我が2750地区の場合、ガバナー・ノミニーの選出および規定審議会代表議員の選挙は指名委員会方式を採用している。

尚、この案件は討議することなく採決され、賛成 317 反対 177 で採択された。

## VI ロータリーの綱領、奉仕部門、年次テーマ

### 13-64 ロータリーの綱領に青少年の参加と育成に関する第5項目を追加する件 (定款 4 標準 4)

### 13-65 ロータリーの綱領に新世代奉仕と育成に関する第5項目を追加する件 (定款 4 標準 4)

この2つの提案は似ていて非なるもの、結果は共に<理事会付託>となりました。

似ている点は、2010規定審議会で標準ロータリークラブ第5条に新世代奉仕部門が追加されたことから、ロータリーの綱領とこの第5条の関係で、一貫性または整合性に問題が生じると主張している点です。5大奉仕部門を公平に取り扱う意味からも、ロータリーの綱領にない新世代または青少年奉仕に関する項目をロータリーの綱領5項に追加すべきであるということです。

この点だけに限れば、ロータリーの綱領は「Object」と単数で既に完結しており、5大奉仕部門とロータリーの綱領の一貫性・整合性を主張すること自体を問題にしなければならない。

ロータリーの綱領と奉仕部門は、歴史上の設立経緯がそれぞれ異なり、別々のものである。奉仕部門は「ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組み(the philosophical and practical framework for the work of this Rotary club)」として1927年のオステンド大会で承認されたのが始まりで、ロータリーの綱領(目的)は1906年1月シカゴ・クラブ定款に始まり、何回かの改正を経

て、1922年ロサンゼルス大会で、国際ロータリー・クラブ連合会が国際ロータリー(RI)と改称され、定款・細則が抜本的に改正されたことに伴って「ロータリーの綱領」も大幅に改定されたという歴史的経緯を考慮すべきです。そして1951年「Object」と単数となり、1989年若干の日本語訳の字句の訂正があったのみで今日に至っています。

新世代奉仕部門が追加され、この部門への奉仕活動が重要視されているのは事実です。新世代奉仕を表す文言を綱領に新たに加えるべきであるなら、「時間を掛けた十分な検討が必要」で、理事会だけの見解だけでなく、全世界のロータリー・クラブが一斉に検討すべき事柄である。理事会だけに付託し、仮に、RI理事会案として3年後の規定審議会でロータリーの綱領に関する定款改訂を討議することになるとしたら、改定そのものが拙速の誹りを招くばかりか、重要な問題を引き起こしかねない。尚、討議の途中、ロータリーにおける「新世代」「青少年」の定義を明確にする必要性があると説かれた。新世代にすべきか、青少年にすべきか、合意形成なくしては次案のごとく不毛の議論となる。

#### **13-69 五大奉仕部門を改正する件 (標準 4)**

2010 規定審議会で第5奉仕部門として「新世代奉仕部門」として採択されたものを、「青少年奉仕部門」に変更しようとするもの。2010 規定審議会で「青少年」として提案され「新世代」に修正された経緯がある。2013 規定審議会では前回の逆提案で「新世代」を「青少年」に改定しようとするものである。これもいくつかの案件同様3年で元に戻されたことになる。要は本質的な議論がなされていないのではないか。ジアイ元RI会長は、手続要覧第10章も既に新世代奉仕(New Generation Service)となっており、2010 規定審議会で0歳時から30歳を「新世代」と定義したと強く反対している。一方提案者はプログラムの観点から、青少年(Youth)という呼び名が一般の人から受入やすいと主張する。当分の間、5大奉仕部門は「青少年」か「新世代」かの間を揺れ動くものと思われる。

## **Ⅶ ロータリー財団**

#### **13-71 ロータリー財団の管理委員の空席を充填する件 (細則 22.020)**

管理委員に空席が生じた場合、残存期間を埋める新しい管理委員を会長が指名し、理事会が選出する。

## **Ⅷ RI役員と選挙 A.RI会長と理事**

#### **13-76 会長指名委員会委員の資格条件を改正する件 (細則 11.020)**

会長指名委員会委員は、3回を超えて委員となることはできないとした。これに下記英文の但書を追加した修正案が採択された(unless there are no more than two candidates willing to serve on this committee 日本語の訳は「但し候補者が一人までの場合はその限りではない」となるか?)。

これは委員となる候補者が特定の元RI理事に常に限定されることを防ぐため、一定の経歴のある元ガバナーにもRI会長指名の機会を作ろうとするものである。

尚、2010 規定審議会で、代表議員は、審議会に3回を超えて出席してはならないことが採択されている。

#### **13-81 理事指名委員会委員の資格条件を改正する件 (細則 12.020)**

理事指名委員会委員は、地区大会で過半数の投票で指名委員に選挙されることにより、当該委員を務める前の3年間に、ロータリー研究会に2回、国際大会に1回出席するというすべての又はいくつかの要件を免除することができる。但し、次回の指名委員会のみに適用される。(下線部分を加え修正採択)

#### **B.ガバナー**

### **13-86 ガバナーの任務を改正する件**（細則 15.090）

ガバナーは、公式訪問の折に、クラブの定款や細則が規定審議会の結果に従い、R I 組織規定に準拠したものかどうか確認する。特に、規定審議会の開催後の公式訪問の際に、これを行うこととなる。クラブ・リーダーシップ・プランを採用するクラブは、クラブ細則を毎年見直すことが奨励されている。R I 定款、R I 細則、クラブ定款の3つのR I 組織規定は、3年ごとの規定審議会でのみ改正できる。

本件は、ガバナーに新たな任務を課すというよりは、すべてのクラブが、規定審議会の決定に従ったクラブ定款、クラブ細則に更新することを喚起することが主目的であると理解すべきである。

### **13-90 「ガバナー・デジグネート(governor-designate)」の肩書を新設する件**（細則 13.010）

ガバナーの指名について、ガバナーとして就任する日の直前24か月以上36か月以内に選出することになっている。これにより一定時期ガバナー・ノミニーが二人になりことがある。これを区別するため、ガバナーに指名された人は「ガバナー・デジグネート」という肩書にしようとするもの。

修正動議がだされ「ガバナー・ノミニー・デジグネート」と名称が修正され、この修正案が採択された。修正された部分が定かではないが、恐らくD 2 7 5 0の場合で言えば、6月30日までは水野功氏が「ガバナー・ノミニー・デジグネート」小粥定美氏が「ガバナー・ノミニー」となると理解する。

### **13-93 郵便投票に関する手続き規定を改正する件**（細則 13.040）

クラブが有する投票権に従った枚数を1枚にすることによって、郵便投票の手続きを簡素化するものである。その投票用紙にクラブの有する投票権数を記載し、一人の候補者の名前を記載する(次の採択案)。

### **13-95 地区大会におけるガバナー選挙の規定を改正する件**（細則 13.020）

各クラブは、そのクラブのすべての票を投じる選挙人を一人指定するものとする。これにより、2票以上の投票権を有するクラブのすべての票が同一候補者に投じられることになる。

尚、この前の制定案 13-94 で、すべての会員に投票権を与えるという案は、クラブがR I の会員である(ロータリアンはR I の会員ではない)という原則を維持すべきという意見が多数を占め、否決された。

### **13-98 対抗候補者の支持に関する規定を改正する件**（細則 13.020）

ガバナーノミニーの選挙手続きで、対抗候補者がすべての条件(少なくとも他の5クラブかクラブ総数の10%のいずれか多い数の支持等)を満たし正規の対抗候補者と認められた場合、クラブは対抗候補者を1名のみ指示するものとする(原案の「できる must」を shall にする修正案採択)。

### **13-100 ガバナーの空席に関する規定を改正する件**（細則 6.120）

ガバナーの突然の事故による空席を速やかに補填するために、直近ガバナーを務めた5人の中からあるいはそのようなロータリアンがいない場合は、地区内クラブの会員であり、資格条件を備えたロータリアンの中から地区大会で副ガバナーと命名される役職のものを選出(select)できる。

尚、日本語では「選出」に変わらないが、英語ではelectからselect(精選)に修正された案として採決された。また、これは3項としての追加であるが、前2項と矛盾するのではないかとこの質問があったが「役職」の設定であるので、理事会の権限に抵触するものではないという定款・細則委員会からの回答があった。

## C. その他

### **13-101 地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件**（細則 10.070.3）

ガバナー・ノミニーの選挙手続きにおいて、当該地区から5年以内に2件(3件)以上の不服申し立てがあった場合でも、R I 理事会からの5年以内に2件(3件)以上の支持 uphold があれば、候補者失格、

役職解任等の制裁規定(地区の解散・再編成等の制裁規定)は適要されない。

これまでは不服申し立てが2件(3件)以上あった場合、制裁規定の適用の可能性があった。

### **13-102 選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件** (細則 10.070)

ロータリアンとクラブがロータリークラブの定める選挙審査手続きに従わず、また選挙審査手続きの完了を待たず、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合(例えば、内部で解決すべきものを訴訟に訴える場合)、この候補者は当該役職に選挙される資格を失うことになっていたが、今回更に、**R I 理事会が決めたの期間**、R Iにおけるいかなる役職にも選挙される資格を失うことが加えられた。そして理事会は、そのようなクラブを機能していないクラブとして処理することができることになる。尚、原案提出者自ら事前に修正案を出し、それが採択された。

## **IX. 国際ロータリー A.組織統括(コーポレートガバナンス)**

### **13-103 試験的プロジェクトに参加できるクラブの数を200から1000に増やす件** (定款 5.4)

これもR I 理事会の提案であり、今後のロータリーのあり様に大きな影響を与える今回の規定審議会提出の屈指の重要制定案と心得て議場に臨みました。従って、詳細に報告致します。

松宮理事が提案者となられ、提案理由として「現在R I 理事会は、試験的プロジェクトへの参加を希望するクラブの申請をいくつか断らざるを得ない状況にあります。そしてより多くのクラブに新しいアイデアを試行する機会を与えることで、クラブに恩恵があるだけでなく、R I 理事会が試験的プロジェクトの利点や問題点を検討する上で、より多くの洞察と示唆を得ることができます。1000という数字は、すべての試験的プロジェクトに1000クラブ参加させるものではなく、参加を希望するクラブが試験的プロジェクトに参加する機会を失わなくても済むに十分な、という意味での数です。より力強いロータリーを実現するために多くのクラブが参加できる機会を作るという重要性をご理解下さい」という発言があり、賛否双方の意見が出された後、結びの言葉として「基本的に新しいプロジェクトのデータを得る上で、200という数が十分でないことは明らかであります。また参加クラブを増やしても試験期間を6年とすることに代わりはありません。更にその試験的プロジェクトを全ロータリー・クラブに適用するには規定審議会の承認が必要であることも変わりありません。時代の要請に応じた強力なロータリーを実現するために、新しいアイデアの試みと十分な検討が欠かせないことをご理解いただきたい」との発言がありました。

2650地区の橋本代表議員から、最初の反対者として「試験的プロジェクトは新薬の開発に譬えられます。最初は少数の症例から始まり、薬としての効果と副作用を見極めながら、統計上の優位性があれば徐々に臨床試験の数を増やして、副作用があってもそれを上回る薬の効果があれば、薬として認められます。ロータリーの試験的プロジェクトもこの手順を踏むべきであります。この意味で、これまでのロータリーの試験的プロジェクトは、既定の方針として、やることを前提に積み重ねられ、実施するための手段となっています。私は断固反対します」という強烈な意見が表明されました。しかしほとんどの賛否の見解は、「適切なサンプル数はいくつか」「200から1000に増やす場合のコストは」といった形式論に終始し、結果447対69で採択されました。(下線引きは筆者)

私見として述べれば、この問題は2001規定審議会制定案01-186「ニューモデルに基づいてロータリークラブを創設する試験的プロジェクト実施することを認める件」が賛成330反対156の僅差で採択されたことから始まります(R I 定款変更3分の2=324)。つまり、R I 定款第5条第5節にロ

ロータリークラブの「例外規定」の登場です。その後 2004 規定審議会で実施期間の上限を 5 年から 6 年としています。「上限 not exceeding six years」ですので、1 年でもいいのです。現に今回、試験的プロジェクトである「衛星クラブ」は 3 年経過せず採択されました。一方、例会頻度に関する試験的プロジェクトは、間接的に否決され、この 6 月末で自動的に終了致します。2010 規定審議会で試験的プロジェクトである E-クラブが採択されました。この時、この討論の「余波」を受け、例会頻度に関わる採択案が充分討議されなかったと聞いています。「準会員」や「法人会員」に関する試験的プロジェクトは今回制定案として提出されていませんが、準会員の試験的プロジェクトに関する決議案 13-153 が採択されました。準会員の試験的プロジェクトが制定案として 2016 規定審議会に提出されるのは必至です。橋本氏の反対意見(特に下線部分)は含蓄のある本質を突いた反対論であると思います。R I 理事会は、6 年の期間は充分検討するための期間と言っているようですが、現実には、衛星クラブは 6 年を待たず実施できることになりました。言っていることと現実とは大分開きがあるようです。

#### **13-104 Eクラブの所在地域に関する規定を改正する件** (細則 2.030)

現行では、Eクラブの所在地域は全世界とするか、または R I 理事会が決定することになっているのを、R I 理事会ではなく、クラブ理事会が所在地域を決定することになりました。

これにより、例えば P B G のマイクロネシアの島々に Eクラブを作る場合、所在地域をどこにするかをそのクラブが自主的に決めれることで、年に何回か直接顔を合わせる機会や一緒に奉仕する機会をクラブ自らが容易に作れることとなります。

#### **13-106 然るべき理由がある場合のクラブの懲戒に関する規定を改正する件** (細則 3.030)

然るべき理由がある場合、理事会はクラブを懲戒、加盟停止また除名することができる。そして 30 日前までに会長・幹事に郵送で通知しなければならない。その聴聞会に弁護士を代理とすることができるが、それに加え、当該地区のガバナーまたはガバナーによって選出されたパスト・ガバナーが出席することができる(may)ようにした。may ⇒ shall すべきであるはコストの問題等で修正案否決された。また、原案「指名 nominate」を⇒「選出 select」とした修正案が可決した。

#### **13-109 地区の境界を変更する理事会の権限を改定する件** (細則 15.010) 2540 地区:秋田・2830 地区:青森提案

これもロータリーの将来を決定する重要案件と思われるので詳細に報告します。

R I 理事会が地区の境界を廃止又は変更できる場合として、2010 規定審議会においてロータリアン数が 1000 名未満から 1200 名未満の場合に変更できると改定された(但し暫定規定として 2012 年 7 月までは 1000 名)。今回、境界を変更する場合、地区内ロータリアン数を 1200 名未満から 1100 名未満にするというもの。

現実には、秋田・青森両地区は会員数 1100 名前後で推移している。2012 年 7 月まで 200 名の会員を増強しようと努力してきたが、20%の会員増強を短期間でするには大変難しいことであり、1100 名以上とするのであれば、可能である。合併による混乱や失望を避ける意味でも、是非変更してほしいというもの。

R I 細則 15.010 は 2004 年 6 月末までは、関係地区の過半数の反対がある場合、境界の廃止あるいは変更はしてはならないことになっていた。そして数字のない次のようなシンプルな規定でした。

< R I 細則第 15 条 地区 15.010 創設 >

「理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は地区の一覧表をそれらの地区の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。細則の後段にこれと異

なる規定のある場合を除き、関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、既存地区の境界を変更してはならない。」(下線引きは筆者)

それが2004年規定審議会で、ロータリアンの数が1000名未満(クラブ数は30未満)の地区の場合、理事会はその境界を廃止或いは変更できるとし、ロータリアンの数が1000名以上(クラブ数は30以上)の場合は、関係地区の過半数の反対があれば、地区の境界を変更してはならないとした。そして同時に、後述の「理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し・・・云々」が追加された。

2010規定審議会には、それが1200名未満(クラブは33未満)となり、規定審議会が開催されるたびに厳しい数字となることで、現時点で多くの地区がその対象となってきた経緯がある。

(尚、現在1100名未満が30地区、それ以上1200名未満は31地区で計61地区が対象)

実際、多くの反対意見、賛成意見が出された。それを詳しく紹介すると、反対意見としては、RI理事会からは「地区の境界の廃止あるいは変更について、これまで戦略的なアプローチをしてきた。この案は理事会の地区の境界線を変えるという権限を奪うものでRI理事会は反対する。境界線変更の決断は、徹底的な分析をし地区の指導者と何年も検討を重ねて行うものです。場合によっては単純に地区を合併することの方が効率的なこともあります。また一つの地区を維持するコストは4万ドルと言われているので、大きな地区が払う人頭分担金を使って小さい地区を救うのは不公平です」という内容です(発言者:シェカール・メータ理事)。

また、既にこの規定は適用され、境界の変更や地区合併が現に行われている。これがここで変更になった場合はこれまで実施した地区は混乱する、という反対意見も出された。(D9270 南アフリカ)。

更に、現在50地区が100クラブを超えている。大きいクラブを分割するのではなく、コストの掛かっている小さい地区を合併させるものであるから更に少人数(1100名)にすることは反対であるという意見がクリンギンス・スミス元RI会長から出された。

賛成意見として、人口に対するロータリアンの比率を配慮すべきで、ウルグアイは人口300万人、2.5地区、2600人のロータリアンがいます。今でも、RIから数字を達成するよう要請が来ています。現状ではとても難しいのでこの案に賛成ですという意見が出された。(D4970 ウルグアイ)

更に、オーストラリアのコーディネーターからは、「私の担当するゾーンでは既に3つの地区が2つになりました。しかし、小さなクラブの合併と小さな地区の合併は、効果の面から考えても根本的に違うのではないかと。大都市にあるクラブもあれば、農村地域にあるクラブもあります。距離の離れている小さな地区を強引に合併したら消滅するクラブが多く出るのではないかと。都会ではなく広範囲にわたってロータリアンが分散している、相互に距離の離れた農村地区で、会員数が少ないことを理由に合併を強要されたら地区としての運営が困難になる、という意見が出された(D9660 オーストラリア)。

尚、撤回されたり理事会提案の制定案 13-108 を検討すれば、クラブ数が100を超える地区および隣接の地区の境界をも変更しようとしていることが解ります。そして更に検討したいのは否決された制定案 13-110 です。この案の考え方は、地区の規模に最適な規模があるかのように、クラブ数が33以上100以下あるいはロータリアンの数が1200名以上5000名以下の地区の境界変更は関係地区内の過半数の反対があれば変更は認められないが、それを下回るあるいは上回る場合はRI理事会に変更権限を認めようという考え方です。

<私見> この規定の成立過程を考えると、境界廃止、変更の可否を数字だけで括ってしまうことに、(どのような事情があろうと)疑問を持ちます。RI細則 15.010 には、地区の境界を廃止あるいは変

更できる場合の記述が3つありますが、その一つに、2004 規定審議会で追加された「理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、該当するガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対し、要望事項を提供する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる」というものがあります。理事会は国情の違いや、地区の個別的な事情に配慮すべきです。更に、一般的な配慮として「理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮する」とのもう一つの追加された記述をも尊重すべきです。

先に反対意見として紹介したR I 理事会にはこの追加された記述に対する配慮がないように思われます。この追加された記述が、今後の規定審議会で削除されないことを願います。

#### **13-111 新しい地区を援助する手続を規定する件**（細則 15.010）

地区の境界を変える際、様々な問題が生じる可能性があります。こうした問題に対応するために、「理事会は、新たに編成される地区や統合される地区における運営管理、指導者構成、代表選出の手続を規定するものとする」という記述を加える、というもの。特に、地区が複数国に跨る場合の地区再編成の際、深刻な問題が起った現実があった。前述の配慮に加え、R I の権限行使の際の配慮の一つである。

#### **13-112 運営審査委員会の責務内容を改正する件**（細則 16.120）

この委員会の責務について、構成人数、任期、召集方法を改正し、財務上の責務を削除することによって、この委員会がR I 会長あるいはR I 理事会の必要とみなした運営事項を審査する委員会であるということを明確にするものである。これまではこの委員会の責務内容に変更が加えられないまま、R I 監査委員会が設立され、財務上の責務につき二つの委員会の責務が重複し明確でなかった。

#### **13-113 R I 長期計画委員会の責務内容を改正する件**（細則 16.100）

R I とロータリー財団が密接に連携し、相互の長期計画(戦略計画と未来の夢計画)に一貫性を持たせるため、ロータリー財団管理委員も長期計画委員会のメンバーとなれることにし、R I 会長とR I 理事会のみ(これまでは長期計画委員長も含まれた)が長期計画委員会の会合を招集できることによって、継続した責任ある計画を立てることができるものにしようとするもの。

これによって他の常設委員会同様、会長とR I 理事会が(長期)計画に対する責任を持つことになる。会長に責任があることを明確にするために、「次年度のプログラムが長期計画と一貫しているかどうかを判断するために、プログラムについて会長エレクトと検討、協議」するという部分を削除するかたちで原案が修正され、それが修正案として採択された。

#### **13-114 R I 戦略計画の監督を含めるために理事会の権限に関する規定を改正する件**（細則 5.010）

R I 理事の任務として、R I 戦略計画を推進するうえで、その地域(ゾーン)を担当するR I 理事は、3人のコーディネーター(ロータリー、ロータリー公共イメージ、ロータリー財団地域の各コーディネーター)の協力を得ながら、R I 戦略計画の実行を監督する権限(責務)が追加された。

<私見>13-113 と 13-114 の採択により、R I の目的である「クラブ支援」の具体的な方法として、R I 戦略計画をゾーン、地区(ガバナー)、クラブに徹底するために、R I 理事会にその対策の検討と採択の権限を与え、担当理事が現場責任者となることを明確にしたものと理解する。2004 規定審議会では二つの重要なしかも相互に関連ある制定案が採択された。04-215 「R I の目的を改正する件」と 04-217 「R I の長期計画に関する手続の件」である。約80年ぶりにR I の目的が改正され「クラブ及び地区を支援すること」が追加され、そしてR I 理事会は、その目的を果たすために長期計画を採択するものとし、新たに「長期計画委員会」を設置することを採択した。9年前の採択の延長線上にあるのが、

今回採択された上記の2案と理解する。このあたりに、将来を見据えた今日のR Iの戦略の長期的にもう一步踏み込んだ姿勢を感じる。「クラブおよび地区の支援」の意味するものが何か、今後問われる。(尚、13-114はD1670 フランスからの提案であるが、R I理事会と関係ないと断言できるか??)

### **13-119 印刷されたロータリー雑誌を受取るか、インターネットを通じて受信するかの選択肢を、米国およびカナダ以外の国のクラブに与える件** (細則 20.030)

2010年規定審議会で米国およびカナダの北米に限り、印刷版の機関雑誌を受け取る代わりに、インターネットを通じた電子版の機関雑誌を受取ることができることとなったが、それ以外の地域(全世界)でも印刷版でも電子版でも購読する選択肢を与えるというもの。

デジタル版は開発コストもかかり、また必ずしも多くの人に読まれているとは限らない。公共イメージを考えると、伝統的に地域で印刷版をいろいろな場所で配布したり設置したりすることで、印刷版によって多くの人がロータリーとはどういうものかを知ることができる。電子版にしなければならない理由が良く解りませんという反対意見があった。

これに対し、提案者からは、この制定案が採択されたからといって、あくまで任意に、または入手可能な場合に選択するというもので、必ず電子版を読まなければならないというものでなく、更に電子版を作成しなければならないというものではないというコメントがであった。

従って、現実問題として、読む読まない、作る作らないという選択の自由が与えられる以上、「ロータリーの友」はこの採択により、必ずしも電子版を作ることが義務付けられていないと理解する。

### **13-120 旅行経費の支払いに関する方針をR I細則から削除する件** (細則 17.090)=審議会2日目に審議=

2010規定審議会で長時間かけて採択された経緯があり、R I細則に旅行経費の支払い規定が初めて規定された。R I細則次規定がされると、R I理事会は柔軟な運営ができず、予算面からの拘束も受けやすい。旅行規定を「R I細則から削除」し、R I理事会の決定した旅行方針で柔軟に対応したいというもの。非営利団体で、旅行経費を細則に規定しているのはロータリーだけであるという。

この件については1時間の討議を費やし、賛成多数で採択された。詳細は各クラブに配布された小船井修一氏D2500「2013年規定審議会立法案審議過程と結果」の議事録を参照されたし。

尚、続く **13-121、13-122、13-123、13-125** は旅行経費の支払いに関する方針の改正する件で、前案が採択されたため、<理事会付託>とされる動議が採択された(13-134は事前撤回)。

## **X. R I財務と人頭分担金**

### **13-126 人頭分担金を増額する件** (細則 17.030)=審議会3日目に参議=

人頭分担金を半期 2014~15年度US \$ 27.00、2015~16年度US \$ 27.50、2016~16年度US \$ 28.00に値上げする制定案が審議されることなくカード投票で採択された。(暴挙??)

### **13-128 各クラブが支払う半期人頭分担金の最低額をなくす件** (細則 17.030)

これまで会員数が10名に満たないクラブは最低額として10名分に相当する額を支払わなければならないことになっていた(採択制定案 04-387)。この最低額をなくすというもの。

我が地区PBGにも会員数10名未満を切るクラブがあった。これからは10名分の人頭分担金を払わなくてもよくなる。否決された13-127は10名を15名にしようとするものであった。

尚、我が地区の若年者地区資金減額との関係で、「13-129 年齢が35歳未満および70歳を超える会員の人頭分担金を減額する件」が賛成92反対423で否決されたことを付け加えておきます。

### **13-130 自然災害時に人頭分担金を減免または猶予する件**（細則 17.030） D2500 釧路北R C提案

小船井氏が提案者です。氏の議事録に詳細に述べられています。是非それを参照してください。  
ここでは割愛いたします。

### **13-134 RIBI の納入する人頭分担金を改定し、R I の使途不指定の純資産への拠出を廃止する件**

（細則 17.030）

いままで、RIBI が徴収した人頭分担金を R I へ送付する金額は、毎年理事会によって定められることになっているため、R I への支払額が毎年変わっていた(過去 1 0 年間 人頭分担金の 42%~59%)。

採択されたことにより、グレートブリテンとアイルランドのクラブの人頭分担金が R I 細則 17.030 の規定に従って決定され、RIBI がその金額の半分を R I に送付することになる。これにより、R I 理事会が毎年検討する管理運営の負担が軽減され、R I と RIBI のクラブによる財務を予測し易くなった。

### **13-200 一般剰余金の目標額の計算を改正する件**（細則 17.050.6）（R I 理事会が急遽追加した案件）

これまで一般剰余金で賄われる額として、独立採算制の規定審議会、国際大会は過去 3 年間の支出最高額の 8 5 %を超えてはならないとされている。この扱いと同様に、17.050.4 に規定に関わらず「R I 理事会(前理事の 4 分の 3)が承認した一般剰余金で賄われた経費」を一般剰余金の最低目標額から除外しようというもの。これにより、非常事態や不測の事態、あるいは「戦略的支出の必要性」が生じた場合、利用可能な一般剰余金の範囲が広がり、より柔軟な対応ができる。

## **X I . R I 会合**

### **13-136 R I の地域大会に関する規定を削除する件**（細則 10.070、細則 19.030）

1 9 9 6 年以来、R I 理事会による地域大会は一度も開かれていない。しかもこれからも開く予定もない。また、多くのロータリー地域会合は開かれてきたが、いずれも公式の地域大会ではなかった。そこで、この R I 理事会によって召集される地域大会の規定を削除するというもの。

## **X II . 立法手続**

### **13-138 地区決議会合を含めるためにクラブ提出の立法案の地区による承認と地区大会での投票について改正する件**（細則 7.030、細則 15.040 15.050）

地区大会の他に「地区決議会議」を創設し、これまでの地区大会におけると同様に、クラブの立法案の決議等を行えるようにするというもの。

地区大会(または郵便投票)による決議に限定されるより、適宜に、クラブからの立法案を含め、地区内の重要事項がこの種の会議で審議できるという意味では、この地区決議会議を設定することは制度上は優れていると思うが、この種のクラブ代表者による審議が実質的に機能するかは別問題である。

我が地区で 2 0 0 9 年から、年次財務表および地区会計報告書を審議する代表者会議(細則 15.060.3)を開催しているが、これまでの地区大会でのシャンシャン決議を超えて、実質的な審議がなされているか疑問である。この制度を生かすか殺すかは、クラブ代表者の双肩にかかっていると思う。

### **13-141 欠陥のある立法案の定義を改正する件**（細則 7.037.2） 前橋 R C 提案

提出された立法案が「欠陥のある立法案」と判断される場合の一つに、理事会もしくは事務総長の裁量の範囲内にある管理運営的処置を要求あるいは要請する場合、という規定がある。「裁量の範囲内」にある管理運営的処置とは具体的にどのようなものが不明確であり、基準も、具体例もない。「裁量の

範囲内」とのもとに恣意的に判断される可能性もあり、クラブや地区の提案意欲をそぐことになりかねない。しかも立法案は1地区で5案件以内という規定(細則 7.030)があるので、この項目を削除しても立法案がいたずらに提出されることもない。従って、この規定を削除すべきというもの。

(主な賛成理由) 過去にもこうした例があり、漠然とした曖昧な理由で拒否されることがある。

どこに欠陥があるのかについて十分な説明がなく、あまりにも裁量の範囲が漠然とし包括的であるために、規定審議会に立法案を提出しづらくなっている。等々。

#### **13-149 審議会代表の指名手続を改正する件** (細則 8.060.2)

規定審議会の地区代表議員および補欠議員は、地区ガバナー指名委員会の手続に準拠した指名委員会  
で選挙される。指名委員会方式を採らず地区大会で選出する場合、2票以上の投票権を有するクラブの  
各クラブの選挙人は同じ候補者に投票することとなった。同じ候補者に投票しなかった場合、そのよ  
うなクラブの投票は無効となる。

#### **13-150 審議会代表議員の指名手続を改正する件** (細則 8.060.4)

代表議員の候補者に指名されたものが1名のみの場合、投票は行われず、その候補者が代表議員とし  
て公表される。しかし補欠議員については何ら規定されてなかった。この場合、補欠議員を任命する  
権限をガバナーに与えることとした。

我が地区は今回補欠議員に誰も選ばなかった。代表議員の辞退⇒決定に遅れた一つの原因となった。

### < 否決された制定案 64 件 >

13-04 13-05 13-07 13-13 13-15 13-16 13-18 13-19 13-21 13-24 13-29 13-31 13-34  
13-35 13-37 13-38 13-39 13-40 13-42 13-45 13-46 13-47 13-50 13-55 13-56 13-57  
13-59 13-60 13-61 13-63 13-66 13-67 13-68 13-70 13-72 13-75 13-78 13-82 13-83  
13-84 13-87 13-89 13-91 13-92 13-94 13-97 13-105 13-107 13-110 13-116 13-118  
13-127 13-129 13-131 13-132 13-137 13-139 13-140 13-142 13-143 13-144 13-145  
13-147 13-148

### < 撤回された制定案 27 件 >

13-09 13-10 13-11 13-17 13-20 13-25 13-26 13-30 13-33 13-36 13-44 13-73 13-74  
13-77 13-79 13-80 13-85 13-88 13-96 13-99 13-108 13-115 13-117 13-124 13-133  
13-135 13-146

上記の「否決された制定案 64 件」「撤回された制定案 27 件」のうち、赤色の網掛けは、R I 理事会が  
提出あるいは撤回した制定案で、黄色の網掛けは、R I 理事会提出案とともに特に検討が必要と思われ  
るもの。  
(筆者の私的見解)

## <採択された決議案（理事会付託決議案を含む）>

決議案は、R I 組織規定を改正を目的とせず、R I 理事会に提案したり、意見を表明する議案である。通常「・・・することを検討するよう、R I 理事会（管理委員会）に要請する件」という様式を採る。

採択された決議案は、通常、6月から12月に開催されるR I 理事会（財団管理委員会）で検討され、審議会終了1年以内に、採択された決議に関するR I 理事会決定を全ガバナーに通知する。議事録と決定は、その会合または決定が行われた日から60日以内に rotary.org に掲載される。

### **13-153 新しい種類の会員(準会員)の導入を提案するための立法案を次回の規定審議会に提案するよう**

#### **R I 理事会に要請する件**

提案趣旨：地区によっては10%の会員が準会員であるところがある。ここでは会員維持と財団への寄付の貢献が顕著であるので、この実績を踏まえ、準会員に関する立法案を次回の規定審議会に提案するようR I 理事会に要請するというもの。

未だ継続中の試験的プログラムは、終了した時点で提案すべきである、という反対意見があったが、この案が採択されたことによって、確実に2016年規定審議会に提案されることになる。このプログラムは、もともと2010年1月にR I 理事会によって提案された4つの試験的プログラムの一つであり、もう一つの試験的プログラムである「衛星クラブ」が2010年規定審議会の決議案10-50「"衛星クラブの会員"という新しい会員制度を創設する立法案を次回の規定審議会に提案することを検討するようR I 理事会に要請する件」として提案され、今回の13-32で採択された経緯がある。

このような済崩し的な採決の良し悪しの判断は別として、2007年規定審議会007-332および07-333で、共に「準会員」に関する提案が賛成182反対313、賛成137反対349で否決されたという経緯もあることを銘記しておかなくてはならない。

### **13-157 ロータリーの綱領の第2項に掲げる職業に関する既定を真摯に受け止め、ロータリーの職業奉仕の指針として奨励するようR I 理事会に要請する件（茅ヶ崎湘南RC）**

提案趣旨：ロータリーの五大奉仕の一つである職業奉仕は、ロータリー創立以来、先人が育んできた思想であり、ロータリアンにとって貴重な指針である。ロータリーは本来、職業分類制度に基づく一業種一人と例会出席励行が基本であり、職業本来の理由は人類社会に奉仕することであるため、お互いの職業の多様な価値を認め合い、学び合うことにより、洗練された職業人としてより社会に貢献することが可能となります。

世界中のロータリアンが、ロータリー綱領の第2項の示す3つの要素から成る価値①事業と専門職種における高い倫理基準②全ての世に役立つ職業のもつ価値の重さについての認識③社会に役立つ良い機会として、ロータリアン各自の職業のもつ重要性を世に示すこと)が、ロータリーの職業奉仕の指針であることを認識し、各自の職業に生かすことによって、来るべき世界がよりよくなることが期待されています。この実現のために、ロータリーの綱領の第2項を、ロータリーの職業奉仕の指針として奨励するようR I 理事会に要請しますというもの。

尚、同じ様な趣旨の13-164「職業奉仕を強調することを検討するようR I 理事会に要請する件」は、賛成251反対262で否決されています。

### **13-166 国際奉仕の分野に平和と紛争解決の活動を加えることを検討するよう R I 理事会に要請する件**

提案趣旨：ロータリー財団の未来の夢計画における6つの重点分野の一つは、平和と紛争解決です。この分野が今後ますます重要となります。国際奉仕の中に平和と紛争解決の分野を加えることにより、クラブが地域間の紛争予防と解決に焦点を当てた世界社会奉仕プロジェクトをこれまで以上に優先することにつながります。

ロータリー章典 8.050.2 国際奉仕の分野

国際奉仕は、概念上、次のように分類することができる。

1. 世界社会奉仕活動
2. 国際レベルの教育および文化活動
3. 特別月間と催し
4. 国際的な会合（2004年11月理事会会合、決定59号）

以上に、5. 平和と紛争解決に関する活動 を追加するというもの。

### **13-167 R I 新世代奉仕デーを設立することを検討するよう R I 理事会に要請する件**

提案趣旨：R I がある特定の日(または1週間)を毎年指定し、世界中のロータリー・クラブが、若者と協力しながら奉仕プロジェクトを同時期に行えば、新世代におけるロータリーに対する公共イメージの向上に繋がり、同時に、ロータリアンになるような若者を推薦することが可能となり会員増強にも繋がる。

既に、アメリカでは Youth Service America という団体が Global Youth Service Day(世界青少年奉仕デー)というプログラムを実施し、効果を確認している。

### **13-168 ロータリー・リーダーシップ研究会(RLI)を、R I 傘下の組織または R I の常設プログラムとして指定することを検討するよう R I 理事会に要請する件(日本の地区・クラブを含む共同提案)**

提案趣旨：ロータリー・クラブ強化は、新たに採択された R I 戦略計画の重要な要素である。弱体ロータリー・クラブの問題として、クラブリーダーになる見込みのある会員に対する研修の欠如がある。2010年規定審議会で 10-65 で「新入ロータリー・クラブ会員を対象に研修セミナーの実施をガバナーに義務付けることを検討するよう R I 理事会に要請する件」が採択された。

RLI はこれまで、新会員とクラブ・リーダーとなる見込みのある会員に対して質の高い何千という研修セミナーを実施してきた。そしてロータリアンに必要な知識とリーダーシップ・スキルを養ってきた。それらは、地域単位で実施され、地区の同意に基づき、地区管理の下で、多地区合同プログラムと同じような方法で運営されている。

従って、RLI を、クラブか地区が個々に運営するもの、または R I 章典が規定している通りに多地区合同の奉仕活動として、R I の公式傘下の組織とするか、R I 常設プログラムとして指定することを検討するよう R I 理事会に要請するものである。(下線引きは筆者)

これまでの経緯として、2004年規定審議会は、RLI を R I の試験的プログラムとするよう理事会に要請する決議を採択したが、理事会はこの決議を実施することを否決した経緯がある。また、前述の 10-65 の決議案に対し、次の決定をしている。

1. 本決議案を提案して下さった、加古川平成ロータリー・クラブ(日本、兵庫県)ならびに第 2680 地区に感謝の意を表す。
2. 新会員の研修におけるクラブの中心的役割は、ロータリー章典の第 5.040.1、5.050.4 5.050.5、17.030.6 で規定されていることを再確認する。

3. ロータリー章典、第 20.010 節が、地区が新会員オリエンテーションを開催するよう奨励していることを再確認する

今までの R I 理事会決定の経緯を考慮に入れると、新決議案にも拘わらず、下線の 2 つの要請事項のうち、後者の決定はほとんど可能性はないことが予測される。

### **13-182 ロータリアンの孫がロータリー財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件 (理事会付託)**

提案趣旨：ロータリアンの年齢が高くなるにつれて、ロータリアンの孫の多くが財団プログラム補助金を申請できる年齢に近づく。ロータリアンの子は現在の規定で、財団プログラム補助金に参加できないが、それは両親であるロータリアンの決定によるものである。子ではなく、その次の世代にも同じ規制を適用することは厳しすぎるものであり、将来有望なリーダーとなる資質のある若者に資格を与えないことになる。

2010 年手続要覧、136 ページには、ロータリー財団国際親善奨学金の候補者について、144 ページには、財団プログラム補助金の受領無資格者についての記載がある。その中の「孫」を削除し、ロータリアンの孫がロータリー財団プログラム補助金を受けることができるようにすることを検討するよう R I 理事会を通じロータリー財団委員会に要請することを求めるものである。

これまでは、財団プログラムへの参加は、ロータリアン、その血縁近親者、ロータリーの組織関係者は例外なくできなかった。2010 年規定審議会でこれと同様の決議案が提出されたが否決された(決議案 10-112 賛成 226 反対 288)が、今回、R I 理事会に付託するというこの決議案の修正案が採択された(賛成 293 反対 207)。これによって、将来、ロータリアンの孫に限って恩恵を受けれる可能性が出てきた。

### **13-183 補助金の受領資格に関する指針の改正を検討するよう管理委員会に要請する件(小田原 R C)**

提案趣旨：今回の東日本大震災にかかわらず、今世界は気象変動により、世界各地で自然災害が多発している。これからも天変地変の大災害が多発する可能性が高い。ロータリアンが災害で亡くなった時は、その家族の生活は一変し、子供の夢が一瞬で潰れてしまう。このような中で、例外として、ロータリアンが亡くなった場合、その家族は財団の奨学金や補助金の支援の対象にすべきで、補助金の受給資格に関する指針の改正を検討するよう管理委員会に要請するというもの。

#### **<否決された決議案 17 件>**

13-154 13-155 13-156 13-159 13-161 13-163 13-164 13-169 13-170 13-172  
13-173 13-175 13-176 13-177 13-178 13-189 13-192

#### **<撤回された決議案 25 件>**

13-151 13-152 13-158 13-160 13-162 13-165 13-171 13-174 13-179 13-180  
13-181 13-184 13-185 13-186 13-187 13-188 13-190 13-191 13-193 13-194  
13-195 13-196 13-197 13-198 13-199

\*上記「採択された決議案」「否決された決議案 17 件」の黄色の網掛けは日本からの提出案です。